

## 尾張旭市障がい児相談支援事業業務委託 質問回答書

令和5年10月17日

No.	質問項目	質問内容	回答
1	委託期間	委託期間の更新の有無について、委託期間満了日のどのくらい前に知ることができるか。	協議等による委託期間の更新とするか、公募による事業者の選定とするかは検討中ですので、方針が決まり次第調整させていただきます。
2	業務の内容	お盆期間は営業するのか。	仕様書のとおり。
3	業務の内容	既存の障がい児相談支援事業所とは、パラレルな関係となるか。それとも基幹事業所と一般事業所といった縦の関係になるか。	縦や横の関係ではなく、基本相談事業も受託してもらうため、包括的な役割を期待しています。
4	実施体制	本プロポーザルに応募するにあたり、応募の段階で仕様書に適合する人員を確保している必要があるか。	応募の段階で確保していることが望ましいですが、審査の際、確保される見込みであると判断できれば十分とします。
5	実施体制	「常勤」の取扱いについて、雇用形態でいういわゆる正社員のことを指すのか、フルタイムパートであっても、常勤として取扱ってよいか。	雇用形態は問いません。
6	実施体制	相談業務に従事する者は、“イ その他、発注者が事業従事者として適当と認めた者”でもよいとなっているが、例として、どのような人物が対象となるか。	厚生労働省告示の実務経験を満たしかつ指定相談支援事業所の相談支援従事者として継続的に従事できる（少なくとも2年以上）見込みのある者を想定しています。
7	実施体制	受講する研修等に、発注者が主催する研修はあるか。	研修の主催は予定していません。
8	見積限度額	見積限度額には計画相談による国保連収入を含むか？また、実施要領中の“提案内容の規模”とはどういった意味か。	見積限度額には国保連収入を含みません。提案内容の規模とは、発

			注者の設計金額と一致するものではないことを表しています。
9	委託料の請求	委託料は請求さえすれば、30日以内に支払われるという解釈でよいか。もしくは、定期的に支払われるのか。定期支払を予定している場合、支払時期はいつか。	毎月請求していただき、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払います。
10	参考情報	令和6年度における本公募事業者によるサービス支給決定者の受け持ち人数の見込み量は何名くらいになるか。	令和6年度当初は200名程度を見込んでいます。
11	参考情報	実績値は、延べ人数と実人数のどちらか。	実人数です。